

①困ったときは消費者センター！

消費者トラブルの相談先として188の紹介



②SMSに届く架空請求メールの対処と情報提供のお願い

SMSに届く架空請求メールの対処と情報提供のお願い



③契約とは

契約とは意思の合致によって成立すること、一方的にやめられないこと



④情報リテラシー

インターネットの上手な使い方



⑤被害救済で二次被害

消費者被害自力解決の罠



⑥通信販売には詐欺的なサイトもあたって

通信販売のデメリットと利用するにあたって



⑦マルチ商法

マルチ商法は加害者になることも



⑧在宅ワーク商法 (業務提供誘引販売取引)

「簡単・楽しく・儲かる」という誘い文句に注意



⑨クーリング・オフその1

クーリング・オフが可能な販売方法と期間

クーリング・オフとは
訪問販売や
電話勧誘販売などの
特定の取引の場合に
一定期間であれば契約を
無条件で解除できる
制度です。

クーリング・オフ
期間が
8日間のもの

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・特定継続的役務提供
(エステ、語学教室、家庭教師、
学習塾、パソコン教室、
結婚相手紹介サービス、
一定の業種医療
・訪問購入)

20日間のもの

- ・連鎖販売取引
(いわゆるマルチ商法)
- ・業務提供誘引販売取引
(いわゆる在宅ワーク
モニター商法)

※契約書を
受け取った日を
含む

上記の期間が過ぎてしま
う場合は
おまかせはこご
★契約書面を受け取ってない
★誓約書にクーリング・オフ
制度の説明がない
★法律で定められた内容の
記載がない
など
詳しくは
ご相談
ください

⑩クーリング・オフその2

クーリング・オフのはがきの書き方

クーリング・オフは
書面で行う
んです。

契約を解除したい
旨を書き
事業者へ通知
するんです。

はがきの場合の
表の書き方は
このよう
です。

〒0000000
〇〇市〇〇町〇〇番〇〇
株式会社XXXX
代表者〇〇〇〇様

裏は
このよう
です。

契約解除通知

契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
契約書面受領日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
商品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
販売会社名	XXXX株式会社
右契約を解除します。	
住所	△△△△△△△△△
氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

クレジット払いの場合は
クレジット会社に宛てて
メール通
両面コピーを取り
簡易書留か
特定記録郵便で
出し
受領書と一緒
に5年間保管して
おいたんです。

⑪食品ロス削減 (賞味期限と消費期限)

食品ロスをなくす工夫

食べられるのに捨てられる
いわゆる「食品ロス」が
日本では年間約32万トンも
捨てられています。

1人当たり
毎日お茶碗1杯分
(約136g)の飯を
捨てています。

食品ロス削減の
ポイントは……

事前には冷蔵庫内などで
確認し、必要な物を
必要な量だけ購入する。

〈調理の工夫〉

- ・残った食材から使う
- ・野菜や果物の皮の
厚みを変えない
- ・食材を上手に使って
残さず消費する

〈外食の工夫〉

- ・食べきれない量
だけ頼む

〈消費期限〉
過ぎたら
食べない方がよい期限

〈賞味期限〉
美味しく味わうことが
できる期限

〈消費期限表示を
正しく理解する〉

例えば、
長寿命エネルギー効率の
良いLED電球を選び、
地元産の野菜を購入する。
フットボールシューズを
購入する。
など

⑫エシカル消費とは

エシカル消費の説明と実践例

エシカル消費
とは……

- ★省エネ・低炭素製品
- ★エコマーク付き製品
- ★フェアトレード製品
- ★リサイクル製品
- ★地産地消

●環境を思いかて消費
する
●途上国などで児童労働
などの社会問題や
環境問題を引き起こす
ことなく生産されたもの
を選ぶ

●地産地消や
応援消費であること

意識を高めれば、
日々の暮らしの中で
エシカル消費は
始められるんです。

例えば、

- ・長寿命エネルギー効率の
良いLED電球を選び、
地元産の野菜を購入する。
フットボールシューズを
購入する。
など

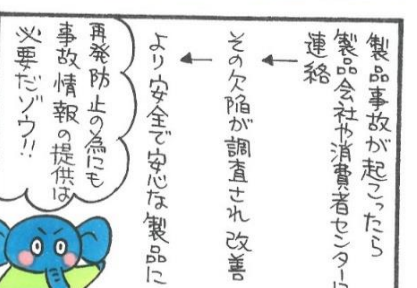
⑬フェアトレード

フェアトレードの説明



⑭製品事故

製品事後が起きた時の情報提供のお願い



⑮多重債務

ヤミ金への注意と消費者センターへの相談の促し



⑯訪問購入

訪問購入への対処と撃退方法



使用の際は『作：柏屋コッコ』と必ず入れてください

⑰新しい洗濯表示

新洗濯表示のマークの説明

洗たく表示が新しくなりました

＜新しい洗濯表示のポイント＞
5つの基本記号と付加記号や数字の組み合わせで構成されます

基本記号

洗濯の仕方	漂白の仕方	乾燥の仕方	アイロンのかけ方	クリーニングの種類

付加記号

強さ	線なし	—	二	禁止
通常	弱い	強い		
温度	低い	高い		

数字

30

基本記号 付加記号 数字 の組合せ

(例)

洗濯機で洗う	漂白剤は使えない	乾燥機は使えない	家庭用アイロンはかけない

詳しくは消費者庁のホームページで

消費者庁 Q検索

⑱光回線サービス乗り換えトラブル

光回線契約の心得

お使いのインターネット料金が、お母へ高額通信料になっていますか？

操作はここら辺でやりまわす追加で安心サポートもつけていただけます。

翌月 え!! 高すぎる!! じゃあ解約したいんだけど、お母さん、お父さん、お兄さん、お姉さん、みんなが困るよ!!

光回線の契約は分かりづらいサービス内容を必ず書面で確認!!

初期契約解除制度が使える場合もあります

困ったときは消費者ホットライン「188」相談しよう

⑲島根県消費者センターの紹介

センターの業務説明
相談業務、情報提供、出前講座

島根県消費者センターは県民の皆さまの安心できる暮らしをサポートするため、消費者と事業者の間で商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが起きた場合

消費者の相談に応じ解決のためのアドバイスを行います

消費者生活に関する情報提供も、ご集会や研修会に講師を派遣する、消費者問題出前講座も行っています

最近のトラブル事例注意

島根県消費者センター

松江 0852-32-5916
受付時間 / 平日 8:30～17:00
日曜 8:30～12:00
13:00～17:00

石見地区相談室
0856-23-3657
受付時間 / 平日 8:30～12:00
13:00～17:00

⑳島根県消費者センターの出前講座

出前講座の説明

出前講座

高齢者のサロン
職場の研修
教育機関での学習
地域の啓発活動に

講師の旅費や謝金は原則不要

寸劇などで複数名の派遣の場合、旅費の負担をお願いします

県内在住の概ね10名以上のグループで1か月以上前に申し込まなければなりません

啓発資料の提供や啓発物品の貸出も行ってまいります

詳しくはホームページを

島根県消費者センターは消費生活に関する情報を発信しています!

ホームページQRコード

島根県消費者センター 検索